

「魚愛用店 お得にディナー」キャンペーン参加店舗募集要項

1 事業の目的

国からの消費喚起策である地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、長崎県の魚愛用店参加店舗で利用できる3割引券「お得にディナー券」（以下、割引券という）を発行することで、県民をはじめ観光客等が県産魚料理を割安で食することができる仕組みをつくり、県内全域及び域外からの消費を喚起し、長崎県産魚の消費拡大を図る。

2 事業の概要

(1) 名称 ながさきの魚消費喚起事業（国交付金事業）

(2) 主催 長崎県

(3) キャンペーン期間 平成27年9月10日（木）～平成28年1月31日（日）

※但し割引券がなくなり次第終了になります。

(4) 割引券の概要

①発行者 長崎県

②発行総額 6,300万円

③発行枚数 70,200枚

④対象料理金額 3,000円単位

⑤割引券額 900円（3,000円の3割引分）

⑥配布先 長崎県の魚愛用店のうちキャンペーン参加の申込があった店舗
（初回100枚、以降在庫状況により順次配布）

⑦利用期間 平成27年9月10日（木）～平成28年1月31日（日）

⑧利用対象者 不問

⑨利用限度 なし

⑩利用店舗 長崎県の魚愛用店のうちキャンペーン参加の申込があった店舗

(5) 対象料理 長崎県産魚料理3,000円単位（税別）

（例：6,000円コースメニューを対象とする場合、割引券2枚利用）

- ・各店舗で1メニューを申請すること（参加申込時に申請。キャンペーン対象料理として登録が必要になります。）
- ・単品でもセットメニュー（定食）でもコースメニューでも可（セットやコースの場合はメインを県産魚料理とすること）

(6) 対象外料理

- ・(5)の対象料理（申請登録された料理）以外の料理
- ・飲物全般

3 店舗の参加要件

(1) 不正行為を行わないこと

＜不正行為の想定例＞

- ・対象料理ではない料理の注文があってもお客様に割引券を渡す
- ・注文がないにもかかわらず、注文があったこととして割引券に自ら記入し換金を請求する

(2) 換金時にレシートを提出できること（注文日時、対象料理名は必須）

(3) 店舗で積極的にキャンペーンPRに参加できること（ポスター掲示や小のぼり設置等）

4 「割引券」取扱にあたっての注意事項

(1) 「割引券」利用対象料理について、利用者が認識できるようにご協力ください。

（例：メニュー表に対象料理と明示する。ホワイトボード等に対象料理を記載する等）

(2) 「割引券」の盗難、紛失または滅失、偽造や模造に対して、発行者は責任を負いません。

重要 参加店舗の取消について

参加店舗の不正行為が発覚したときは、参加店舗登録の取消や「割引券」の換金に応じられない場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

5 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

(1) 参加店舗であることが明確になるよう、PRツール（ポスター、小のぼり等）を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。

(2) 委託業者から「割引券」が届きましたら、不正防止のため、裏面に利用店舗印を捺印してください。

(3) 偽造と認識される「割引券」については受け取りを拒否し、長崎県水産加工・流通室（電話095-895-2871）へ報告してください。

6 参加店舗の申込及び選定

(1) 申込方法

希望される事業者は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「参加申込票」に必要事項を記入し、長崎県水産加工・流通室へ提出してください。FAXでも郵送でも構いません。

(2) 申込期間

平成27年6月17日（水）～平成27年6月30日（火）

※申込期間のみの受付とし、期間外は受付できませんのでご注意ください。

(3) 参加店舗の選定

申込のあった事業者については、申込内容を審査し、参加店舗と承認します。

結果については、事務局から連絡するとともに、HP・チラシに利用店舗として掲載させていただきます。

(4) その他

店頭に掲示していただくPRツール等は後日配布します（8月末予定）。

7 報告・換金について

・月1回、翌日10日までに県の委託業者へ換金を申請してください（例：9月分は10月1日～10月10日まで）。

・換金申請の際は、使用済の「割引券」とレシートを提出してください。「割引券」を換金する際、報告書に「割引券」使用枚数を記入し、添付する使用済「割引券」の枚数と合致していることを確認のうえ委託業者に送付してください。

※使用済「割引券」を紛失した場合、換金は提出された枚数のみとなりますので、管理には十分ご注意ください。

※委託業者は7月中に決定する予定です。

8 その他

この要項に定めのない事項については、県において協議し決定します。